科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 26 年 5 月 16 日現在

機関番号: 22701 研究種目: 基盤研究(C) 研究期間: 2011~2013

課題番号: 23530374

研究課題名(和文)不良債権処理への影響要因に関する分析

研究課題名(英文)On the Influencing Factors of Nonperforming Loan Disposals

研究代表者

随 清遠(Sui, Qing-yuan)

横浜市立大学・国際マネジメント研究科・教授

研究者番号:80244408

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,900,000円、(間接経費) 570,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、銀行部門の不良債権発生とその正常化プロセスに注目し、2001年まで会計基準の変更などの規制容認措置の効果と2002年以降、金融再生法実施後の厳格処理が銀行経営にもたらした効果を検証した。土地再評価、保有金融商品の原価法適用、繰延税金資産の容認などの政府による容認的規制は、銀行の不良債権処理に貢献していない。逆に2002年以降の厳格処理は、不良債権規模の縮小に成功したが、銀行部門の経営パフォーマンスを改善していない。

研究成果の概要(英文): We focused on the occurrence and the disposal process of nonperforming loans in the Japanese banking industry. We empirically find that the regulatory forbearance policy did not contribute to nonperforming disposal. On the other hand, although the Financial Revival Program succeeded in lowering nonperforming loan ratio, it did not improve the performance of banks.

研究分野: 社会科学

科研費の分科・細目: 経済学 財政学金融論

キーワード: 不良債権 先送り 規制容認 規制回避 第一種過誤 株式収益率 日銀預け金

1.研究開始当初の背景

- (1) これまでの 20 年間の銀行部門の不良 債権の発生とその処理は、日本経済の景気低 迷の状態を凝縮しているといってよい。全国 銀行の不良債権比率は、2002 年 3 月期にピ ークになっており、2006 年 9 月以降 3%以下 の水準になった。
- (2) 不良債権比率が減少しはじめたのは 2002 年以降であるが、銀行部門の不良債権 処理するための損失計上規模はむしろ、2001 年までに大きかった。
- (3) 政府は長い間に金融システムの安定のために、厳しく不良債権処理を求めなかったと指摘される。例えば、2001 年までの銀行部門保有金融資産の原価法評価容認、土地再評価制度の実施、繰延税金資産計上の容認などの政策変更はいずれも規制容認的性格を持っている。また、2002 年 10 月以降の金融再生プログラムの実施は、政府の政策転換を意味する。
- (4) zombie firm 仮説は1990年代後半以降の不良債権増加の説明として有力であるが、それが必ずしも他の研究に指示されておらず、当時の不良債権増大を説明することができない。
- (5) 与信費用戻入益(貸し倒れ引当金取崩額、償却債権取立益)は 2004 年度にもっとも多く発生しており、それが 2002 年度以降の不良債権処理において、第一種過誤(過度に不良債権を処理した)の存在を示唆する。
- (6) 政策容認的規制変更は、銀行の不良債権処理を促進するのか、理論的には必ずしも自明ではない。むしろ実証的問題として検証されるべきである。
- (7) 2002 年以降の不良債権の処理は銀行経営のパフォーマンスにどのような影響を与えたか、これが経済再生にとって重要な問題である。

2.研究の目的

- (1) 2002 年までの不良債権比率が増加した要因は何か。会計基準の変更などの規制当局の容認的な政策の効果は何か、またなぜ 2002年以降になって不良債権の低減が実現できたか。これをデータに基づいて検証する。
- (2) 2002 年以降の不良債権処理プロセスがその後の銀行経営のパフォーマンスに与えた影響について、株式収益率や日銀預け金比率を通じて検証する。
 - (3) 銀行部門の不良債権は金融再生プログ

- ラムの実施にともない、規模の問題としては 終息したが、不良債権の発生およびその処理 過程が経済に与えた影響は現在も継続して おり、その発生の理由およびその処理の効果 の確認が今後の景気回復と経済発展にとっ て重要であろう。
- (4) 金融不安が多くの経済に観察される現在、日本の経験と教訓は、今後有効に対処するための政策構築にとって役に立つであろう。

2. 研究の方法

- (1) 検証対象は国内銀行である。使用データは銀行の株価や財務指標、また地域経済指標である。
- (2) 原価法容認、土地再評価、繰延税金資産の計上などの政策変更を数値化し、それらが不良債権の変化や不良債権の処理を推計する説明変数の一部とする。
- (3) 規制当局の政策の影響とその効果を検証するために、2002 年 10 月に金融再生プログラムが実施される前とその後の時期を別々に推計する。これで不良債権が上昇する局面とそれが減少する局面の政策効果を比較することができる。
- (4) 容認的政策と政策変更が不良債権に 及ぼした影響を検証する推計では、不良債権 増減率と不良債権処理損比率を被説明変数 とし、数値化した政策の代理指標と他のコン トロール変数を説明変数とする。
- (5) 不良債権処理過程が銀行経営のパフォーマンスへの影響を検証する推計では、株式収益率、トービンの q、そして日銀預け金比率を銀行経営のパフォーマンスの代理指標とする。
- (6) 1990 年代以降、ゼロ金利政策や量的緩和の実施にともなって、銀行部門は法的準備額よりはるかに超える日銀預け金を維持していた。これほど大規模の超過準備の存在は通常の議論では想定されていない。超過準備の存在は、銀行の流動性需要と資金仲介能力を反映するものである。ここで日銀預け金対預金比率を銀行の仲介能力を示す指標とみる。多額の超過準備を保有したままの銀行は、それだけ有望な貸出先を不足していることを意味するであろう。
- (7) 不良債権処理関連の説明変数は、不良債権比率、不良債権増減率、不良債権処理損比率、そして与信費用戻入益比率とする。これらの変数はそれぞれ不良債権の水準、その変動推移、それに対処するための損失計上、また過去の不良債権処理がどれほど適切か

を表す。他のコントロール変数として役員賞与比率、人件費比率、資産規模、自己資本比率、県民総生産増加率と都道府県別失業率を説明変数に加える。

- (8) 与信費用戻入益(貸し倒れ引当金取崩額、償却債権取立益)は第一種過誤の代理指標としてとらえ、この代理指標を通じて過度な不良債権処理は銀行経営を圧迫していたかどうかを検証する。
- (9) パネル回帰分析で上記の課題を検証する。ハウスマン検定に基づいて固定モデルあるいは変量モデルを採用する。

4. 研究成果

- (1) 不良債権処理の進捗状況を不良債権 処理損で判断する場合、不良債権処理はむし ろ 1996 年 3 月期から 1999 年 3 月期に集中し ている。この 4 年間の不良債権処理損累積額 は 48 兆円となっており、2002 年 3 月期から 2012 年 3 月期までの 11 年間のそれの 1.44 倍 であった。
- (2) 1998 年 3 月期から 1999 年 3 月期にかけて、銀行部門の金融資産保有の評価についてそれまでの低価法強制から、低価法と原価法の選択制に変更された。その結果、ほとんど大手銀行が原価法適用に変更した。しかし、地域銀行では約半数の銀行が低価法適用のままであった。
- (3) 土地再評価の実施や繰延税金資産の 計上によって 1998 年 3 月期以降、多くの銀 行が表面上の自己資本を増やすことができ た。
- (4) 理論的には、容認的会計基準の変更は不良債権の処理を促進する側面と不良債権の先送りを促進する側面の両方を持己で容認的規制は、自己資本のかさ上げを認めると同時にペナルテロの費用の減少と理を行った。一方では、自己資本をすることができる。一方では、自己資本を行ってスト解である不良債権のの世上が存続確率を維持し、自己資本を一定の大きに、不良債権を来期以降処理するインセンティブを高める。
- (5) 容認的政策と政策変更が不良債権に及ぼした影響に関する推計では、被説明変数を不良債権増減率とした場合、原価法ダミーは不良債権の増減に有意な影響を及ぼしていない。しかし、土地再評価益や繰延税金資産の計上はいずれも不良債権の増加を促進する結果となった。2001年までに実施された

- 一連の会計基準の変更は不良債権減少に貢献しておらず、むしろ、不良債権開示の先送 りを促進した。
- (6) 不良債権処理損を被説明変数とした 推計結果では、2002 年以降の不良債権比率減 少期において、観察される大きな変化は、不 良債権処理損がそれまでの不良債権比率に 依存するようになった点である。これは、率 融再生プログラムが実施される以前の時期 になかったことである。金融再生プログラム 実施以降、不良債権を処理するための損失計 上は決して高くないが、銀行がはじめて抱え ている不良債権の実態に合わせて処理を実 施したといえる。
- (7) 不良債権処理がその後の銀行経営のパフォーマンスへの影響については、2008年までに上場を継続した銀行を対象に検証した結果、不良債権の減少は顕著に株式収益率を高める効果が観察される。しかし、ほとんどの大手銀行が統合合併や上場廃止を経験したため、この効果は一部の地域銀行でしか確認できていない。
- (4) 不良債権処理損の計上はむしろ、日銀預け金比率を高めており、そういう意味で不良債権処理は必ずしも銀行の資金仲介能力を改善していない。
- (5) 不良債権を処理するための損失計上 や第一種過誤の代理指標である与信戻入益 (貸し倒れ引当金取崩額、償却債権取立額) の発生は、トービンの q を引き下げる効果が あった。
- (6) 役員賞与比率や人件費比率などはトービンの q に有意に負の影響を与えており、日本の銀行において内部経営者や従業員と外部投資家との間に、深刻な利益対立の存在が示唆される。
- (7) 県民総生産や都道府県別失業率などの地域経済指標はいずれも有意に銀行パフォーマンスを改善する効果を持っておらず、今後の課題として検討する必要がある。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

随清遠、「不良債権処理と銀行のパフォーマンス」。『横浜市立大学論叢』、第64巻第3号、147-183。

[学会発表](計1件)

<u>随清遠</u>、「不良債権処理の終息は何をもたらしたか?」統計研究会金融班、2013年9月5日、北海道中小企業会館

【図書〕(計1件) <u>随清遠</u> 、「不良債権処理の影響要因 大瀧雅之他編『金融システムと金融 済分析』、第9章、219-251。	
〔産業財産権〕 出願状況(計 0 件)	
名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 出願年月日: 国内外の別:	
取得状況(計0件)	
名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年月日: 国内外の別:	
〔その他〕 ホームページ等	
6 . 研究組織 (1)研究代表者 随 清遠(Sui Qing-yuan) 横浜市立大学国際マネジメント研究 研究者番号:80244408	科・教授
(2)研究分担者 ()	
研究者番号:	
(3)連携研究者 ()	
研究者番号:	